

家族が亡くなったとき、遺族を悩ませる問題の一つが遺産相続。イザというときに向けていかに準備するか、この日のセミナーで「家族の財産の守り方」について講義した新大阪総合税理士法人代表の菅野泰行さんに聞いた。

——相続税って資産家の問題ではないのですか？

相続税は3000万円プラス法定相続人1人当たり600万円が控除されますが、それを超えた分に課税されます。例えば、夫が妻と子供2人を残して亡くなった場合、預貯金や不動産などの合計額が4800万円を超えると、超えた分に相続税がかかる。持ち家の方なら多くの人が対象になるのではないのでしょうか。

——では、どんな対策を考えたらいいのでしょうか

税理士

菅野 泰行さん



菅野 泰行さん 大阪国税局で税務署勤務ののち統括国税調査官を最後に退官、平成23年から新大阪総合税理士法人の代表税理士。

税理士の立場から、節税で家族に残す財産を守る方法を紹介します。まずは「積極的贈与」です。日本の税制は超過累進課税で、相続税は高額になり高い税率がかかりやすい。ところが、生前贈与なら、年間10万円まで非課税です。例えば、控除後の評価額100万円を子供1人が相続すると115万円の相続税が発生しますが、これを10年間、毎年110万円ずつ贈与すると、贈与税はゼロです。額を増やして11

家族の財産の守り方

0万円を超えた額の贈与税を払っても効果があります。

——将来へ向けて準備することが大切ですね

そうですね。「積極的贈与」以外でも、相続税の不動産評価額が実勢価格でなく、その60〜80%程度という低い路線価と固定資産税評価額を基準としていることに着目し、現金や預金を不動産化して資産の評価額を下げる方法もあります。現金の形で多く所有しすぎるのはデメリットが多いの

で、あらかじめ資産の組み合わせをしておくのです。

遺産相続の時点でも「二次相続を見据えた遺産分割」が必要です。夫婦どちらかが先に亡くなり、後日、残された方が亡くなる二次相続が発生し、子供には一次、二次と2回相続税がかかります。しかし、一次相続の時点で二次を考慮して超過累進課税額が少ないような遺産分割をすれば、大きな節税も可能なのです。このほか、税法上さまざまな特例や非課税枠があり、それらを活用するのも有効です。

——どこに相談したらいいのでしょうか

信頼できる税理士を誰かに紹介してもらったのが良いのですが、相談の最初の入り口としては、各地の税理士会などの無料相談を利用することも可能です。